



いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2015
6.30
no.146

Report

- ① 第13回東日本大震災子ども支援意見交換会 2014/11/14 報告
子どもの貧困をめぐる

東日本大震災子ども支援ネットワーク 小森 雅子 1

- ② ヨーロッパでも試行錯誤が続く
「子どもにやさしいまちづくり」の取り組み
～ Child in the City 2014 報告～

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二 12

- ③ 第15回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
人権を語り合う中学生交流集会 '14

人権を語り合う中学生交流集会運営委員会 14

- ④ 第15回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
2014年度子ども国会実行委員会 報告書

子ども国会実行委員会 21

Event Information

- 7/12 シンポジウム「子ども支援と子どもにやさしいまちづくり」 27
(東洋大学白山キャンパス)

Document 2015.3.7～2015.5.10

子どもの人権や教育に関する報道と記録から

28

子どもの貧困をめぐる

東日本大震災子ども支援ネットワーク

事務局 小森 雅子

2014年11月14日、参議院議員会館101会議室にて、東日本大震災子ども支援ネットワークの第13回意見交換会が、開かれた。

今回は「子どもの貧困をめぐる」と題し、「被災地からの報告・学習支援の現場にあられる貧困」として、NPO 法人キッズドア東北事業部長の片貝英行さんからの報告、また「ひとり親支援からみえる子どもの貧困」として、しんぐるまざーずふぉーむ福島代表の遠野馨さん、「食糧支援からみえる子どもの貧困」として、ふうどばんく東北 AGAIN 事務局長の高橋陽佑さん、「学童保育からみえる子どもの貧困」として、宮城県学童保育緊急支援プロジェクト代表の池川尚美さん、「社会的養護からみえる子どもの貧困」として、ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表の土井香苗さん、「遺児への支援からみえる子どもの貧困」として、あしなが育英会奨学課長の小河光治さんから、それぞれ指定討論と提言をいただいた。

当日は、衆・参の国会議5名を含め合計81名の参加があった。

司会は、森田明美さん（東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長）と荒牧重人さん（東日本大震災子ども支援ネットワーク運営委員）。



1 事務局長森田明美さんからの問題提起

震災から3年8カ月を経て、子どもたちの支えられ格差が出てきている。どのように支えられてきたか、ということが、子どもたちの心の状態、体の状態、未来を見通す状態に大きな影響を及ぼしている。とりわけ家庭が持っている経済状況は大きな影響を子どもたちに与えると考える。

今回初めて、行政からの報告者がいない意見交換会になった。各自治体に問い合わせ要請したが、子どもたちが被災地で貧困の中にあることは十分認識しながらも、突出してお話できる状況にないと言われた。報告や提言は、NPO や NGO 等の団体の方々にお願いした。

被災した子どもたちは全国各地、あるいは世界に暮らしが散らばっており、さまざまな困難の中にいて、貧困という問題を表現する力をもっていない。子どもの権利条約を批准して20年を迎える今

年、子どもたちの生活の根幹にある貧困という問題をどう克服していくのか、話し合いをしたい。

2 NPO 法人キッズドア東北事業部長 片貝英行さんからの報告

キッズドアは2011年4月から南三陸町での活動を始め、その後、岩手・宮城・福島3県で、子どもの学習支援を中心に食糧支援等も行ってきた。

学習支援では子どもたちに寄り添って話をよくきき、子ども同士が成長し合えるよう支援してきた。3県の要保護、準要保護の児童生徒数の推移について、震災前後のデータをみると、岩手・宮城は増えているが福島は減っている。また準要保護の家庭は増えてはいるが、困窮家庭がそもそも多かったことがわかる。

元々ひとり親や施設入所だった子のほかに、震災で困窮家庭が増えた。それによって学習機会が失われ、低学歴や中途退学につながる例が増えている。今年度になっても、震災後に失業し他の勤務先に勤めたが生活が難しく転居、ひとり親で児童扶養手当も全額もらっていたがそれでも生活が苦しい、子どもの面倒をみることも、塾に通わせることもできない、というケースがあった。

具体的には3つの柱で行っている。子どもたちが夢や希望をもって成長できるように、教育・学習環境の整備、ICTなど将来役立つスキルアップ、家計支援として食材提供、お金の使い方の講座、教育資金の準備方法や奨学金の紹介もしている。大学進学の特設学校と連携して受験対策講座や教育相談も行っている。

その中で感じるのが5つある。民間では子どもたちへの直接支援が制度上なかなか難しい。

まず学校の中に入って何かすることが難しい。福祉部局の方に相談しても学校には組織や制度の壁がある。入れたとしても個人情報には得られないので子どもに直接連絡を取ることが難しい。具体的にサービスを提供しようとしても、誰がどういう理念でどういうサービスをやってくれるのかわからない。子どもにたどり着いても、子どもがそこを安心して居場所として認識し、発言できる状態なのか、発言を受け止められるのか、その関係を継続的に築けるのか、という課題がある。

数の壁というのは、行政のサービスを家庭も含めて受けているのは1とすると、就学援助を受けているのは9、就学援助を受けているが生活保護を受けていない、もしくは受けられない家庭がけっこうある。子どもの貧困対策大綱に書かれているように、スクールソーシャルワーカーを学校に配置して対応するとしても、このボリュームにどう対応するのか。

例えば、仙台で行っている困窮家庭の子どもの学習支援「タダゼミ」は、中学3年生の受験講座を無料で行っている。仙台市の教育委員会と共催で、教育委員会から市内の学校に案内を出してもらっている。チラシを見て親が連絡してくる、または子どもが連絡してくる。こちらで条件を見て、ひとり親家庭とか、生活保護とか、就学援助とかいうことを勘案して受け入れている。仙台の取り組みはさらに、文科省の緊急スクールカウンセラー等派遣事業を利用し、市内の、特に震災の被害が大きかった学校に学習サポーターとして講師を派遣して、放課後の学習支援や、授業中のティーチングアシスタントをしている。子どもたちの個別のケアも行いつつ、学校とコミュニケーションがとれるようになり、子どもたちが学習支援に来てくれるようになる。

さらに最近進めているのは、アクティブ・ラーニング。地域での体験活動を通じて様々な人や職業と接しながら、自ら考えて意思決定する取り組みを進めている。

子どもたちは学力をつける前に、生活の基盤を整えなければいけない。将来なにを目指したいのか、よい経験、よい思い出やあこがれる先輩がいないと、自分が今知っている範囲で将来の選択肢を決めようとしてしまう。消防士、警察官、先生など身近な職業にいきがち。それ以外の道もあるんだよということを伝えていきたい。IT リテラシーとか、スタディ・ツアーとか英会話とか、将来の選択肢を増やしつづいていろんな大人に会えるような取り組みをしている。子どもたちの心に火をつけて勉強もがんばるし将来こうなりたいということで進学にも積極的になっていく。これは企業の協力なしにできない。例えば外資系金融機関のオフィスに行って英会話を学ぶとか、被災地で活動している企業と環境改善のスタディ・ツアーをやるなどしている。子どもたち自身が自己変革していく取り組みもしている。

さきほどの5つの壁を乗り越えるために、スクールソーシャルワーカーの追加配置を提言したいが、スクールソーシャルワーカー的な組織も活用していただきたい。壁を乗り越える、バイパスするような取り組みができると思う。

スクールソーシャルワーカーの採用条件はとても厳しい。社会福祉士で学校現場も分かっていて経験豊富、しかも非常勤で働く人はあまりいない。自治体によっては常勤のスクールソーシャルワーカーも募集を始めているようだが、組織を活用することも可能なのではないかと考える。

3 しんぐるまざーずふぉーらむ福島代表 遠野馨さんからの提言

福島からの提言要望をお話したい。

東日本大震災及び原発事故以降、福島の母子家庭の貧困問題は深刻さを増している。母子家庭の多くは震災前から仕事を3つ以上掛け持ちして働いていたが、震災原発事故の影響で会社が倒産したり、事業を縮小した企業が多く、そこでパートで働いていた母子家庭が最初に解雇の対象になり、職を失った。ハローワークに行っても仕事はほとんどなく、警戒区域内の除染の会社の事務の仕事などでリスクを伴う仕事が多く、製造関係で働きたくても30歳未満の求人ばかりで、なかなか仕事が見つからないため、サービス業の掛け持ちで、母子家庭のお母さんたちは仕事をしている。生活も体力も限界にきている。ほとんどの母子家庭のお母さんは生活保護家庭より低い収入で生活しているため、明日食べるコメもないほど困窮している。母子家庭の母親の多くが安定した収入を得たいと思っているが、資格がないために正規で働くことができない。そのためにも収入の高い就業を可能にするための支援が必要。国家資格を取得するための訓練機関における、生活費の負担を軽減する支援金を受給できる制度は、経済的自立には有効な支援です。平成21年度に高等機能訓練促進費の支給対象期間の拡大と支援金の増額、支給人員の拡大が平成23年度までの3年間の期間限定で行われたが福島県でも平成21年度にこの制度を利用した人が150名以上いた。こうした支援策が実施されることで母子家庭の貧困問題も解消されると考えられている。実際に国の調査では、高等機能訓練促進費事業の実績から、この事業が母子家庭の自立に効果的だという結果も出



ている。添付資料の2枚目を見ていただきたい。

高等機能訓練促進費事業の実績ということで支給実績が載っている。平成17年度は支給件数が755件、資格取得者件数が709件でしたが、平成21年度の支給期間拡大、支援金増額の際には支給件数が5230件、資格取得者件数も1590件と増えている。平成23年度には10287件、資格取得をした方は3016件だった。就業実績は、平成

15年度には128件、23年度には2442件、常勤で2129件の方が就業となっている。

次のページには資格取得の状況が出ている。この事業を通して、母子家庭の多くが看護師、准看護師の資格を取った。看護師の資格は1481人、常勤で1322人が就業に結びついている。准看護師も1580人の資格取得、就業に結びついたのが924名となっている。福島県では、震災・原発事故前より看護師不足が深刻な問題となっていたが、その解消にもつながっている。

国においては母子家庭の親子が、安心して暮らすことができる社会を構築するため、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

1. 高等技能訓練促進費を月額15万円に増額し修学期間の全期間にわたって支給する。現在月額10万円だがとても生活できない。
2. 修学希望する母については、無料の学習の支援などを行う。
3. 高等技能訓練促進費と合わせて母子寡婦福祉貸付金の訓練習得費の貸付を希望する者には、連帯保証人がいない場合でも貸付けをする。
4. 修業期間を2年から4年まで延長する。母子家庭の中には理学療法士や作業療法士の資格を取りたいと思っている方もいる。必ず4年就業期間がなくては資格を得ることは難しい。
5. 対象となる資格に希望者の意見を取り入れる。

以上、ぜひ福島の母子家庭のために厚生労働省の方々、よろしくお願いいたします。

4 森田事務局長から提言の紹介

全国父子家庭支援連絡会宮城県父子の会の代表理事、村上吉宣さんから、この意見交換会への提言をいただいたので紹介したい。

死別の父子家庭に対する救済措置について、受給権停止の状況にあるが、回復を要望する。

今は母子家庭、父子家庭の別による制度の違いがあり、今年（2014年）4月からは、母子及び父子並びに寡婦福祉法として総合的な法律ということになったが、「ひとり親総合福祉法」創設にむけた取り組みの検討、また、就業については、技術を習得したあとの出口の開拓について検討が求められている。

5 ふうどばんく東北 AGAIN 事務局長 高橋陽佑さんからの提言

食の支援をしている団体。食材は企業等から賞味期限が近い、商品の入れ替え等で、まだまだ食べられるが商品価値を失ってしまったような食品を寄付していただき活用している。企業や農家からのすべて寄付で賄っており購入はしていない。

被災地では、片貝さんの発表にもあったが、学習支援と絡ませて食の支援を行っている。届け先は学習支援の勉強の場、他に月1回は段ボールにいろんな食材を詰め合わせて送る。件数は8割が母子家庭で、ダブルワーク、トリプルワークをしているので日中は家にいない。配送業者をお願いしているが8割くらいは夜間の一番遅い時間帯しか受取ができない。生活保護家庭は1割程度で、キッズドア以外の関係機関や個人の方から直接、食糧支援の要望がある。就労できない、就労しているが困窮しているという状況の他に、その家庭や子どもがすごく孤立しているということを感じる。例えば母子家庭かと思ったら、DVを受けて逃げている、旦那さんは離婚の手続きをしてくれない。お子さんが何らかの精神的な障害をもっているようだがその判定をどうするか、お母さん1人が何とか考えて、判断をして仕事をしながら子育てをしているように、もう一人ではやっていけないという状況に陥っている方が多い。

キッズドアと活動を始めた時には、経済的な面をフォローするつもりだったが、やってみると心の支援の必要を感じ、自分たちも応援しているということを、手紙を入れるなどのやり方で伝えている。最近の読売新聞の記事では、20～40歳の糖尿病患者の調査で、生活保護受給者や非正規の人が何らかの病気を発症してしまう割合が高かった。子どもの時から食の面でも支えていかないと、貧困の連鎖がこういったデータが出てくる状況にもつながると感じる。

今、制度にフードバンク側からかかわろうとしている。モデル的にできる地域で、食の面から子どもの栄養状態や、家庭の状況を考えていくことを、被災地の子どもの貧困の連鎖を解決するひとつの事業としていけるのではないかと感じている。

食品ロス削減に関しては6府庁がかかわって、まだ食べられるのに捨てられていく食品を何とかしようという国民運動を始めている。子どもの貧困対策法についても、国民運動化をしていく中で、食というすべての人が関われる領域が、子どもの貧困対策の国民運動化のひとつのテーマとしても可能性があるのではないかと考えている。



6 宮城県学童保育緊急支援プロジェクト代表 池川尚美さんからの提言

学童保育の現場の者に話を聞くと、震災後の子どもの荒れには、貧困からくる家庭生活の不安定さが見える、といわれる。家庭が困窮してくると理不尽なクレームも増える。現在ほとんどの学童保育の指導員は非正規で資格もなく、特別な訓練を受けていない。クレーム等に耐え切れず離職するケースが多く、今年度のはじめに私たちが調査した結果では、宮城県の1/3の自治体で指導員が欠員のまま、あるいは不足感がある。本来常勤嘱託で行わなければならないところを臨時のパート職員で賄って数は埋めているという。

直接の減免制度も設けられているがその中にも問題がある。利用料を自治体が徴収している場合には税額に応じた減免が可能だが、運営者が保育料を徴収して補助金が自治体からくるという場合は、減免制度がない場合がほとんど。また、利用料は減免対象になるが、そのほかにおやつ代等や時間延長分の料金を別徴収している場合はそれが減免対象にならない。迎えの時間が間に合わない場合は、ファミサポの利用を勧められたりもするが、延長時間分は通常月額千円程度だが、ファミサポを利用すると1時間で850円になる。本人の時給はどうかというと、現在の宮城県の最低賃金は710円であり、非常に困難を感じる。

おやつ代も、一食に使えるお金が百円の家庭にとって、おやつ代月2千円、子どもが2人いたら月4千円が徴収されるということは抵抗があって当然かなと思う。

福島県からの避難者家庭に対する減免は、山形県が単独補助としてくれており、要保護、準要保護家庭に保育料の半額の援助をしている。非課税世帯ということではない。他県に行った人たちはどうなっているのか、利用料の減免制度について、自治体がすべて徴収するような形にすること、県外に避難している家庭の減免については国は責任を持ってほしいと要望する。

食の保障として、おやつが保育の場に組み込まれていない自治体がけっこうあり、貧困家庭のみならず、災害時に子どもたちがおやつを補食することができにくくなる。フードバンクなどが支援しようとしても、「うちはおやつは扱いません」といわれ提供することができなかった例もある。

おやつ代も保育所同様、学童保育の活動の中に位置づけて、保育料として一括徴収していただきたい。共食、ともに食べることで、貧困家庭にとっても食習慣や生活リズムの習得の場になる。貧困家庭は親御さん自身が同じような家庭で育ち、自分たちで作って食べるという効率のいい食生活をできずに買うしかない状況にある。それが次の世代に伝わらないように、食を学童保育の中に位置づけることが大切である。

子どもや保護者を支える、ケアワーカーとしての指導員は、現状は資格がないが来年度から研修も受けられる、国の定める資格となることにたいへん期待している。具体化していくには困難があると思うが、妥協することなく、厚労省が本来考えていたものをぜひ進めていただきたい。

7 ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表 土井香苗さんからの提言

報告書「日本における社会的養護下の子どもたち」は、2年間かけて200人くらいの方々からお話をきき、日本の社会的養護を子どもの権利条約や国連ガイドラインから検証した。

社会的養護全体でどのような問題があるかという話のあと、震災に関連した提言をしたい。

日本では約4万人の子どもたちが社会的養護下にある。養子縁組、里親、施設入所という3タイプの子どもがいる。里子に行く子どもが12パーセントくらいで、多くが施設入所という状況であるが、これは例外的で、多くの国では5割ないし9割くらいの子どもたちが家庭に残る、里子になることができる。子どもが家庭に育つ権利は子どもの権利条約にも定められているが、著しく阻害されている。国連子どもの権利委員会からも日本政府に対して、家庭に残れる施策が不足していると指摘されている。養子縁組、里親、施設入所と書いてあるが、意図的にこのような順序にしてあり、国連のガイドラインでも、子どもにとって個別の判断が必要であるとはいえ、一般的にいった養子縁組が最も子どものベストインタラクトにあっている。永続性があるからであり次が里親。施設入所というのは最終手段である。

社会的養護出身の子どもたちの貧困状態については、全国的なデータがないので、データの必要性を示唆したい。ホームレスになりやすい倍率が44倍ないし88倍あるのではないかと見て取れるデータもある。社会的養護出身の子どもたちがなぜ貧困状態に陥るか、貧困は一つのデータにすぎず、経済的な貧困だけでなく精神的な貧困や様々な問題を抱えていると考えられる。4つぐらいの理由を考えている。

ひとつは、不必要な施設入所が横行している現状がある。ママ、パパと呼べる人がいない子どもがたくさんいて、愛着障害になっている。施設では一人のスタッフが、最低基準では20人くらいの子どもの面倒を見るような状況であり、学習支援も社会経験も不足している。個別の対応ができず、自立支援もなかなかできない。

里親に行ったラッキーな子も1割ちょっといるが、里親支援制度も不十分。広報やリクルートメント、里親として適切な人かというアセスメント、訓練、マッチング、里親子になった後の親子それぞれのサポート、カウンセリングが必要になる。

提言としては、不必要な施設入所をやめること、質の高い里親子支援のシステムを作ること、施設の質を上げること。子どもが施設から出て里親子化していくと、必要予算も若干減ると考えられる。施設で子どもを育てると諸外国の例では5、6倍ほどお金がかかるということになる。そういったこととセットにしながら、予算をそれほど増やさなくてもスタッフ率をあげたりすることも可能ではないかと考える。

社会的養護が高卒で終わってしまうことも課題で、高校を卒業すると身寄りのない大人になってしまう。高等教育卒業まで延長することが必要。

東日本震災をへて孤児になった、親権者を失った子どもたちは当時私たちが調査した段階では約250人いて、親族が引き取った子どもたちが大部分だった。施設入所は現在の所少ないが、里親子支援が貧困なので今後どうなるか予断を許さない。おじいちゃん、おばあちゃんが突然孫を引き



取って、財政的な支援がない中で、高校や大学にやれるのか。里親子支援の充実、財政的支援も重要になってくる。

里親子関係が破たんした場合に施設に行くかもしれないので、やはり社会的養護そのものの改革が必要である。全国的には1/4くらいの里親子関係が破たんしている。里親子関係は思春期になってからが難しいといわれ、5年、10年、20年後の支援を考えなくてはならない。NPOなどが現在がんばっているが、10年後、20年後も期待するという

ことは簡単ではないので、やはり国の制度として整えることが必要。

東日本震災は親族が引き取ってくれたが、今後どんな震災が起こるか分からない。首都圏を巻き込む震災などが起こった場合、ここまで親族里親が出てくることは期待できない。社会的養護全体を、これを機会に良くしておくということが、今後の震災に備えるという上でも重要ではないかということを感じている。

8 あしなが育英会奨学課長 小河光治さんからの提言

東日本大震災で親を亡くした遺児や両親を亡くした孤児に経済的な支援が集中していて、壁のような状況になっている。震災以前からひとり親家庭だった、非正規の貧困世帯の子どもたちとの格差が非常に大きくなっている。被災地における子どもの貧困対策が急務であり、差をなくしていくことが重要である。

国が子どもの貧困対策の大綱を作った。私たちも内閣府の子どもの貧困対策の検討会の構成員をして、医師の学生たちやいろいろな方々と一緒に提言をした。都道府県の子どもの貧困対策計画は努力義務だが、被災地においては、こういう子どもたちこそちゃんと書き込まなくては行けない。ぜひ作っていただきたい。実効性のある子どもの貧困対策計画が、被災3県を中心としてまずできるということが必要。

経済的な支援が遺児孤児に集中しているということは、レポートの中にも書かれているが、震災孤児の家庭の中には、1億円もの財産を受け取ったという子どもたちがいる。私たちは一人当たり280万円を、返さなくてよい給付金として支給したが、その他の民間支援も、大学や専門学校に行くときはひとり1年間300万円まで学費を丸抱えで出してもらえる。最高額では例えば私立の薬学部など1800万、返さなくてよい奨学金が東日本大震災で親を亡くした子にはある。一方で先ほど福島のひとり親世帯の話があったが、100万円でも給付型の奨学金があるかというところ全くない。こういう格差がある。

こういう基金を使って全員が大学や専門学校に行っているかというところではない。意欲の格差、希望格差といわれるが、自尊心も持てず、どうせ私なんて、と思ってしまうような子どもたちをどう

いう風に支えていくかということも大きな課題になっている。

あしなが育英会では従来そういう子どもたちに対して、斜めの関係で、奨学金を受けている大学生たちがキャンプをおこなっており、それがロールモデルになっていく。将来のことは何にも考えてないという子が、僕にもできるんじゃないかと思ってその気になって、大学に進んで正社員になっていく子どもたちもたくさんいる。経済面だけではなく精神的な面も含めたサポートが必要になってくる。

被災3県にはぜひとも子どもの貧困対策計画を作してほしい。あしながでは、全国各地で学生たちが中心になってユースミーティングを行っている。京都のユースミーティングでは山田知事が、子どもの貧困対策を努力義務にしているのは国が財政的な支援ができないからだ、しかし国を批判しても仕方がないので、京都は独自で作りますよ、その検討会の中にはあしながの学生をメンバーに入れますよとおっしゃった。すでにこういうモデルもある。 普遍的な子どもの支援も不可欠だが、とりわけ貧困状況にある子どもたちに対して充実した子どもの貧困対策計画が作られることが第一だと考えている。

9 国会議員からの発言

総選挙前であり衆参の国会議員の参加は5名であったが、他に衆参あわせて13名の事務所から関係者が参加された。

社民党の吉田忠智参議院議員からは、このネットワークの取り組みに感謝を申し上げたい。子どもの貧困対策法ができ、大綱もできた。被災地ではより深刻な問題であると考えておりしっかり施策に盛り込んでいただきたい、とのお話があった。

共産党の紙智子参議院議員からは、子ども被災者支援法をせっかく超党派で作ったのに後退している。国が責任をもって検査を受けられるように、議員立法を準備している。子どもの貧困の問題にも取り組んでいきたい、とのお話があった。

生活の党の小宮山泰子衆議院議員からは、福島の子どものたちの甲状腺がんの問題も取り組んでいる。子どもの貧困はやっと大綱ができて動いていこうというときであり、続けて取り組んでいきたい、とのお話があった。

自民党の藤井ひさゆき衆議院議員、同じく西村あきひろ衆議院議員にも参加いただいた。

10 内閣府からの発言

子どもの貧困対策に関する大綱について。本年（2014年）8月に法律に基づき閣議決定した。東日本大震災に特化した項目は設けていないが、「基本的な方針」の中「大規模災害による遺児・孤児など被災した子どもについて子どもの貧困対策の観点からも適切な支援が行われるよう配慮する」という記載を盛り込んでいる。

施策の推進体制では、総理を会長とする子どもの貧困対策会議を中心として政府一体となった取り組みを進めていく、地域の実情を踏まえた自治体の取り組みを支援する、官公民の連携プロジェ

クトも今後推進していく、という発言があった。

11 厚生労働省からの発言

ひとり親家庭について、高等技能訓練促進費は就労に結びつきやすいと認識しており制度を継続していきたい。対象となる資格については都道府県の長が地域の実情をふまえて定めることになっている。雇用保険制度の中で教育訓練給付金の拡充が10月から行われた。非正規雇用労働者のキャリアアップ、キャリアチェンジをするため活用していただきたい。父子家庭支援について、死別の父子家庭の父と子への救済措置の要望は持ち帰って検討したい。出口の開拓は、自治体で母子家庭等自立支援プログラムを策定しており、就業支援専門員の配置も今年度から開始した。

放課後児童対策について、指導員の処遇の改善を進めていきたい。今年の4月に国で初めて設備及び運営の基準ということで省令基準を出し、自治体は国の基準に基づいて条例を作らなければならない。職員はクラス単位で2人以上、ひとり1.65平米以上を確保する、児童もおおむね40名以下という基準を設けた。おやつは、ガイドライン見直し作業の中で、子どもの育ちという観点でしっかり書き込んでいきたい。

7月に文科省と共同で「放課後子ども総合プラン」を作った。放課後児童クラブの生活の場という機能を維持し、それぞれの機能を維持しながらより発展させていくよう自治体をお願いしている。

専門性を高める研修制度について、支援員は任用資格的な位置づけになる。今まで長年従事してきた方でも、都道府県が実施する認定資格研修を一度は受けて、省令基準や運営指針に基づいて再確認し今後も誇りを持って従事していただきたい。現任研修の充実も検討会で議論を進めている。今都道府県を回って説明している。

社会的養護について、23年に策定した里親委託ガイドラインでも里親委託優先の原則を掲げた。

里親サポートシステムとして、24年度から児童養護施設で里親支援専門相談員を配置して施設でも里親支援をしていく。施設の小規模化、地域の分散化も進めている。職員の配置基準も消費税のメニューに入っている。震災前には3親等以内、叔父叔母まで親族里親だったが23年9月から定義を変えて、扶養義務者は親族里親、叔父叔母は養育里親となったので里親手当が出る。復興庁の特別会計「親を亡くした子ども等の相談援助事業」として宮城県では親族による養育里親たちのサロン、交流会などを取り組んでいると聞いている。

12 文部科学省からの発言

義務教育段階の就学支援について。震災を契機に要保護、準要保護の増加が見込まれたので特例交付金として自治体の負担が軽減される措置をとってきた。大綱が策定されたことにより、文科省としても経済的支援として低所得世帯の児童生徒に対して学習支援費を補助する制度を概算要求している。教職員に対し、就学援助制度を理解してもらうための研修会も検討している。

スクールソーシャルワーカーは現在全国に1500人いるものを来年度は4千人に拡充をめざして

いる。貧困対策のための重点配置としてさらに 700 名概算要求している。

高校生等奨学金については、授業料以外の教育費の負担を軽減するために低所得世帯の生徒に対し、給付金を創設し来年度は拡充を目指している。

13 会場からの発言

日本ユニセフ協会から、ユニセフイノチェンティ・レポートの紹介があった。先進国の子どもの状況をデータで比較する報告書で、シリーズ 12 冊目。「不況の中の子どもたち」としてリーマンショック後の経済危機が先進国の子どもの貧困にどのような影響を与えたのか、各国でどのような政策対応がとられたのかを比較したもので参照いただきたい、との発言があった。

14 まとめ

最後に森田事務局長から、貧困が子どもたちの希望の格差につながらないようにしなければならない。被災地は、地域自体が子どもたちをケアし見守っていく力が低下しており、難しいが大事な時期にさしかかっている。

学習支援の場から出てくる生活課題について現在、調査しようとしている。子どもたちの声をどう聞き取るのかということから開発していかなければならない。来年度にはまたこの場で調査結果をご報告したい、というまとめの発言があり会を終了した。





ヨーロッパでも試行錯誤が続く 「子どもにやさしいまちづくり」の取り組み

～ Child in the City 2014報告～

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二

2014年9月29日～10月1日にかけて、童話作家アンデルセンの出身地としても知られるオーデンセ（デンマーク）の南デンマーク大学で「都市における子ども2014」（Child in the City 2014）と題する国際学術会議が開催された。

「都市における子ども財団」と「子どもにやさしい都市欧州ネットワーク」（EN CFC）が中心となって原則2年おきに開催されているこの会議は、今回で第7回を数える。名称のとおり、都市で暮らす子どもたちに関連するさまざまな問題を考え、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための取り組みである。欧州諸国からの参加者が中心ではあるが、日本を含むアジアをはじめ、他の地域からの参加も増えつつある。今回の会議には35か国から100名以上の研究者・実務家が参加してプレゼンテーションを行なったが、日本からも、川崎市・子どもの権利委員会の取り組みについて報告した内田塔子・准教授（東洋大学）など複数の研究者の参加が見られた。

今回のメインテーマは「子ども・若者の参加」と「遊ぶ権利」の2つである。後者のテーマ設定は、国連・子どもの権利委員会が2013年2月に遊ぶ権利（条約31条）についての一般的意見17号を採択したことを意識したと思われる。

いくつかのプレゼンテーションを聴いてあらためて感じたのは、ヨーロッパでも日本と同様の課題に直面してさまざまな試行錯誤を行なっていることである。たとえば、「公共空間における遊びへの寛容」について報告したDirk E.J. Vermeulen氏（オランダ、都市計画・遊び空間コンサルタント）は、子どもの自然発生的な遊び空間が近隣住民からの苦情によって潰されてしまう事例を報告し、子どもや近隣住民を含むさまざまな関係者の希望に耳を傾けながら空間デザインを行なっていくことの必要性を強調した。

同時に、不当な苦情によって子どもの権利が犠牲にされることのない法的枠組みも整備していかなければならないとして、オランダでは騒音規正法が改正されて教育・保育が行なわれている場への適用が除外されたことなども紹介した。この点、東京都環境確保条例の改正により就学前の子どもの声や遊具の音を騒音規制の対象から除外しようとしていること（2015年3月に都議会で可決される見込み）が想起され、興味深い。

また、子どもの権利条約の理念と規定を実行に移していくという点では、日本の自治体の取り組みが理論面でも実践面でもけっして遅れをとっていないことも実感した。今回の会議で報告・紹介された取り組みの多くは、それぞれ学ぶべきことが少なからずあるのは間違いないものの、教育・福祉・都市計画といったそれぞれの学問分野・実践分野の枠を必ずしも踏み越えておらず、

人権の視点に根ざした検討は十分ではないというのが正直なところである。ある分科会ではモデレーターが条約に引きつけた議論を促そうと試みていたが、必ずしもうまくいってはいなかった。

とはいえ、子どもにやさしいまちづくりにおいて子ども・若者の意見を聴くことが欠かせないという認識は、参加者の間で広く共有されていたように思われる。メアリー王太子妃の臨席を得て開かれた開会式では、基調報告者のひとりが「子どもについて（about）、あるいは子どもに対して（to）語るのではなく、子どもとともに（with）語ること」が重要であると指摘し、「子どものエンパワーメントのもっとも強力な武器は、おとなが控えめであることである」と強調していた。

日本では、とくに行政機関や地方議会の間でこのような認識が十分に広がっていない。あらためて条約の理念を徹底させていくための取り組みが必要である。





人権を語り合う中学生交流集会'14

人権を語り合う中学生交流集会運営委員会

1 目的

中学生が中学校の枠を越えて、人権をテーマに集い、学び、交流することを通して、自己の表現力やリーダーとしての能力を高めるなかで、中学生自身が本大会を企画・運営するとともに、各校においても人権活動のリーダーとなることを目的とする。

2 これまでの経緯

本集会は、1996年に当時の学習会に参加する生徒たちが、自分たちだけの活動ではなく、広く他の学習会に参加する生徒たちと同和問題について話し合いたいという思いから、近隣の中学校4校で語り合いの学習が行われるようになった。年々参加校も増え、徳島県外からも本集会に参加するようになった。

3 人権交流集会運営について

①運営委員会

徳島県参加校の人権教育主事を中心に、本集会の趣旨に賛同していただいている教員によって運営委員会を開き、日程・予算を話し合い、本大会に向けてのスケジュールを確認している各中学校の行事や参加を希望している生徒個々の日程に合わせることはこんなんであるが、できるだけ多くの生徒・教職員が参加できるよう調整し、事務局を中心して実行委員会の案内を行っている。

②実行委員会

第1回実行委員会は、運営委員会（教職員）主導で本集会の趣旨、日程を説明し、本大会の実行委員長（生徒）の募集をする。第2回実行委員会で実行委員長候補が本年の集会をどのようにしていきたいか自らの考え述べたのち、実行委員長、役員の選出を行い、実行委員長を中心に本大会のスローガン、ポスター原画の選定を行う。第2回以降は、実行委員長が中心となつて会の運営を行い、運営委員会はサポートに徹する。それまでつながりのなかった生徒たちが、人

権をテーマに話し合い、自らの体験や考えを語り合っていく。中学生が学年や学校の枠を越えて人権について話し合い、これまで誰にも話せず、ひとりで背負い悩んでいたこと、苦しい立場に立たされている仲間には自分は何ができるのか、時には涙し、憤り、最後には「話せてよかった」と笑顔で各学校へ帰っていく。

③リハーサル・交流会

本大会は、徳島県内の中学生だけでなく、県外からも多数の生徒が参加している。本年度は、鳥取県・福井県・香川県の中学生在が参加し、愛媛県の教員の方たちも参加いただいた。徳島県だけの問題ではない、どこにでも同じように活動し、共通の課題をもった仲間がいることがわかった。自分たちだけが悩んでいるわけではない、自分たちだけが活動をしているわけではない、自分たちと同じ悩みや問題に直面し、強い気持ちで進んで行こうとする同世代の仲間たちが集う。実行委員会資料は、定期的にやりとりしているが、初めて顔を合やす生徒が大半である。しかしながら、生徒同士が打ち解けるのに、会に参加する目的が共通していればそれほど時間は必要ではなく、時間が立つにつれ、話し声が大きくなり笑い声や歓声が会場中に響く。非常に心地よい集団を本集会に参加する生徒たちは、見事に作り上げている。



④本大会 講演・午前の部

本年は、本集会に中学生時から参加し、現在社会人として人権活動を続けている香川県の2名の方にパネルディスカッションを行っていただいた。自身の生い立ちや、本集会に参加するに至ったきっかけ、現在行っている人権活動など、生徒たちのこれからの生き方を示唆するような内容であった。生徒たちは話に共感し、また、自分たちの将来と重ね合わせていた。そして、この内容をもとに、質疑応答という形で実行委員長を中心に会を進めて行った。



⑤本大会 午後の部 Ⅰ・Ⅱ

午後は、2部形式で、生徒の意見作文を軸に語り合いを進めていった。Ⅰ・Ⅱそれぞれ3作の意見発表を行い、その発表をもとに話し合う。中学生が主に生活の場としている学校で今、現在起こっていること、近隣の中学校が急務としている同和問題の解決、部落差別の解消を話し合い

の中心としていた。話し合うことで解決がはかれることもあるが、意見発表やそれに対する意見に対して、共感であったり、励ましであったり、共に考えていこうとする姿勢であったり、ここにいる皆が仲間で、共に前に歩んでいこうとする話し合いを行った。

⑥報告書作成・校正

本大会の内容を報告書にまとめ、参加者全員に配布することを目的としている。文章中の表現は、できるだけ手を加えず、誤字・脱字の修正、文章表現の曖昧さの訂正にとどめ、本大会に参加した臨場感が伝わるように記載している。

4 2014年度 生徒感想 (抜粋)

中学校 3年

毎年参加してきて、ついに3年目になりました。初めて中学生集會に來たとき、緊張で何もできなかったことを思い出しました。

本大会以外の話し合いの時間などでも、話すことが苦手な上に人見知りである私は、言葉がうまく出てこないことに焦り、泣きそうになりながら話し合いをしていました。何もできない自分は周りから呆れられてしまうかもしれないと不安になって、あるとき私は、周りの先輩達の表情をそっとうかがいました。

そして、私はとても驚き、体の力が抜けていくのを感じました。緊張でうつむいていた顔を上げた瞬間、私の話を聴いていた真剣な目と目が合ったのです。一言足りとも聞き漏らすまいとするその瞳を見て、私は「ああそうか。これが人権なんだ。これが仲間なんだ。」と気づきました。話を聴いてくれるだけで、存在を認めてくれているような気がして、本当に嬉しかったです。こんな先輩になりたい、こんな仲間をつくりたいと、心から思いました。

それを実現させるために、私はより積極的に中学生集會に関わるようになりました。作文の発表、実行委員長になるなど、できる限りのことはしたつもりです。意見は言えなかったけれど、一生懸命人の意見を聴き、一生懸命考えました。周りの協力のおかげで精一杯できたと思います。

最後に、中学生集會を通して分かったことが一つあります。それは、「人権学習」とは、「互いを尊重できる仲間をつくること」だということです。中学生集會に参加できて、仲間に出逢えて、私は本当に「幸せ」です。ありがとうございました。

人権を語り合う
中学生交流集會'14
報告書
みんなの世を幸せに！
世界を「平和」で染めていこう



中学校 2年

人権を語り合う中学生交流集會に参加して、いろいろな人の思いが聞けたし、泣きながら自分の体験したことを話して、ちゃんと、自分の意見を言える場所があってよかったし、そう

あと、自分の意見を言つとみんながちゃんと聞いてくれてすごうれしかったです。これからも学校とかで、自分ばかり相談するんじゃなくて友達とかの相談ものってあげて、気を楽にした
りして、この交流集会みたいな空気で、たくさん話をきいてあげたいと思いました。

私には2つ年上の兄がいます。障害を持っているかはわからないけれど、同じことを何回も言ったり、何もしていないのに殴ってきたりしてきます。それに対して私は「何回も同じこと言うな。」など悪い言葉を言ってしまいます。そして、後で「なんであんなことをやってしまったんだろう。」と後悔します。私は「人の悪口は絶対に言わないでおこう」と思っています。でも、兄に対してはひどいことを言ってしまいます。友達には優しくできても、兄には悪口を言うってしまう自分がいるのです。そんな自分が嫌です。

交流会では、自分の思いを発表できて良かったです。去年はできなかったことなので、1回でも発表できてうれしかったです。来年は3年生になり、最後になります。次は2回、3回と発表できるように頑張りたいと思います。

今回の人権集会は、私にとって一生忘れられないくらい大きな会になりました。私は、昨年からの会に参加し、昨年は先輩方と、今年はたかさんの後輩達と、また、他校の皆さんと、人権についてたかさんのことを学んできました。先輩方が会を盛り上げて下さっている姿に憧れ、今年は私がこの会を盛り上げようと、実行委員長にも立候補しました。ですが、思った以上に会をまとめることができず、たかさんの悔しい思いもしました。でも本番を向かえると皆、自らのことを積極的に話してくれて、本番を向かえることに不安を覚えていた私は、とても安心しました。会では、私もたくさん発表しました。時に、私が涙しながら自らのことを話すこともありました。そんな時も会場の皆さんは、私のことを真剣に聞いてくださり、とても安心しながら、自らのことを話すことができました。この会のおかげで、私は皆のことをたくさん聞くことができ、私自身のことも聞いてもらうことができました。この会に参加することができて本当に良かったです。これから人権について深く考えていきたいと思います。

私は2回目の参加でした。去年とは全然違う雰囲気で、年が1つしか変わらない同じ中学生の子どもたちがこの交流会を自分たちで運営しているすごさを改めて感じました。講演会

では、「部落差別」の話を聞き、部落は今でも身近にあることを改めて知りました。「自分が部落だったら・・・」「自分の身近な人が部落差別を受けていたら・・・」と自分のこととして深く考えることができました。それに、たくさんの中学生在が自分の似たような体験、辛かったことや自分の中の差別心を、勇気を出して話す姿はとてもかっこいいなと思いました。また、涙を流しながら辛いことを話そうとする姿は、同じ中学生なのに本当にすごいと思いました。午後の作文の発表では、悪口・身近な差別心・辛かった体験など6人の深い話を聞くことができました。どの人も人権への強い思いが感じられました。共感できるところもありました。また、意見をたくさんの人が交換していく中で、この交流会に集まった人は本当に人権に対する気持ちが強いのだと改めて感じる事ができたので、私も人権の勉強をもっと真剣に取り組もうと思います。

中学校 3年

私は今回で2回目の中学生交流集会に参加しました。はじめに2人のパネリストをお招きし、主に「部落差別」についてのお話をいただきました。部落差別のことで、父に人権集会に行くことを言っても、ほとんど何も返事してくれなくて、今でも父との関係がこんなふうになっていることや、自分の弟が知的障がいを持っていて・・・のお話を聞きました。そして、お話の後の意見交換のときには、泣きながら、感想や意見を言ってくれている人が何人もいました。泣きながらも、みんなに伝えたかったことがあるのだなと感じました。私には、障がいを持っている兄弟はいないのですが、意見を言ってくれた人の気持ちが本当によく分かりました。障がいを持っている人に対して違う見方(自分とは違う見方)をしてほしくないと私は思いました。大澤さんのお話で、私はお父さんに「人権を学ぶことによってどんな良いことがあるのか」ということを言いたいと思いました。午後の部の作文での感想は、「人権を学ぶことを否定されている」という作文があり、私はこれを見て、「信じれん!みんなで一生懸命、今ある差別について考え、語り合っているのに・・・」と残念に感じました。それと、まだ「人権を学ぶ意味なんてない」と思っている人がいるのなら、私はその人たちに、はっきりと「人権」について言いたいと思います。だから、私は、続けて人権活動に参加したいと思います。そして、意見交換のときにも言ったのですが、私の家族のことです。部落差別のことについて話していると、父が母に「お前には、された側の気持ちや分らんのだろ」と言います。でも、それだったら逆差別になってしまうし、していた側の人のことを憎んでいることと同じだと感じました。しかし、よく考えてみると、私は父のことを考えてあげれていなかったと後で思いました。父は昔、とてもひどい言葉を言われていたのに、そんな父を否定するようなことを言ってしまったと後悔しました。父と母、どちらが正しいのか私には分かりません。でも、「人を憎む」ということは、いつまでたっても、差別はなくならないと思いました。今回の本大会は、本当に有意義な話し合いもできたし、私自身、発表できたし、今回の本大会の後悔はありません。自分が今、言いたかったことを言えたので、本当に良かったです。まだまだ感想はあるのですが、今回学んだことを、これからの人権活動に生かしていきたいです。

中学校 3年

私は初めて中学生交流集会に参加しました。今まで人権の集会に参加したことがなかったので、初めての体験でした。私は人前で発表したりすることが好きではありません。苦手です。でも頑張って手を挙げて自分のことを言うことができました。言いやすい雰囲気だったし、たくさんの人が発表していたからです。私には障がい児の妹がいます。学校の友達は私に障がい児の妹がいることを知っていたけど、同じ障がい児の子を兄弟に持つ友達はいないので、自分の辛かったこととか言えないでいました。でも、交流集会には私と同じように障がい児の子を兄弟に持つ子がいて、私と同じような思いをしたことがあるのを聞くことができました。こんな思いをしたことがあるのは私だけじゃないんだと安心できました。交流集会に参加して本当に良かったです。いろいろな人の作文や意見が聞けたし、自分も発表できました。友達もできたり、県外の子とも話すことができました。私は3年なので、来年参加することができないけど、これからもずっとこの中学生交流集会が続いていったらいいと思います。続けてほしいです。この体験はずっと忘れないと思います。これからも人権集会とかあったら参加したいです。最初で最後の交流集会だったけど、参加できて本当に良かったです。ありがとうございました。

XX

中学校 教員

開会の挨拶で「この場はみんなが安心して想いを伝えられる場です」という言葉があった。その通りで、自分の想いを素直に伝える子どもたちの姿があり、その想いを受けて応える子どもたちの姿があった。パネリストの話にもあったが、「自分の想いと同じ分だけ想いが返ってくる」ということを実感させられた。学級で自分の姿はどうか、ということを考えさせられた。

「人権を語り合う」活動、「人とつながる」活動というのは暗く、重たいことなく明るく、楽しいことであるという原点を振り返る機会となった。



5 終わりに

本集会も 2015 年度に 20 回目を迎える。第 1 回の実行委員長は 35 歳になる。現在、一児の父として子育てに奮闘中である。仕事や子育ての合間に人権活動に関わっている。中学生当時、自分たちの世代で差別をなくしたい、なくそうという気持ちはそのままに、今度は、自分の子どもたちが差別されない社会をつくりあげたいという願いを語っている。本集会に参加する生徒たちの笑顔がずっとつづくこと、差別のない世の中をつくりあげてほしい、本集会を継続させていきたいと考えている。





2014年度子ども国会実行委員会 報告書

子ども国会実行委員会

I 活動の狙い

今の社会には、環境、教育、国際…向き合うべき、答えのない問題がたくさん取り残されています。しかしこれからの未来を担っていく子どもたちには、社会問題について深く考える機会も、誰かの意見を聞く機会も、自分の意見を発信する機会もあります。

また、社会を作っているのは、知らない政治家や国会議員などの「自分ではない他のだれか」で

あり、子どもたちは自分たちがこれからの社会を担っていくのだという意識を、今の学校の中だけではなかなか得ることができません。

このままで、社会はよりよく変わり続けることができるのでしょうか？私たちの理念は、そうした社会において私たち「子ども国会」が社会的な役割としてこうあるべきだという状態を表したものです。

「子ども国会」では、学校や年齢を越えた様々な人たちと出会い、多くのことに関心を持ち、視野を広げ、社会に声を届けることができます。そのような機会と場をつくっていくことが、私たちの活動です。2004年に発足した子ども国会実行委員会は2014年度で第11期メンバーとなりました。大学生8名高校生7名の計15名のメンバーが、11年目となる子ども国会実行委員会で活動しました。



II 第11回子ども国会 ～僕らの明日の話をしよう～報告

(i) 開催概要

第11回子ども国会は、副題を「～僕らの明日の話をしよう～」とし、8月13日(水)から14日(木)に開催されました。一日目は国立オリンピック記念青少年総合センターで討論し、二日目は参議院議員会館で発表、参議院別館特別体験プログラム会場で採択を行いました。「学校をつくろう!」、「日本の貧困」、「グローバル化ってどういうこと?どうなるの?」、「日本の医療問題」、「教育分科会～僕らの思う不登校児とは～」と、以上5つの分科会が開催され、参加者(子ども議員)は

中学生 11 名、高校生 6 名と、計 17 名でした。

また、ウェブ情報誌 US 新聞の取材を受け、2014 年 9 月に新聞内のコラム「Kuni のウィンディ・シティへの手紙」にて、第 11 回子ども国会の記事が掲載されました。

(ii) 当日のタイムスケジュール

8 月 13 日 (一日目)

・開会式

夏休みも残り約二週間! 夏真っ盛りでした。代表の熱い言葉、皆の視線、何か新しいことが始まりそうな緊張と興奮が見えた時間でした。

・午前討論

初めに各分科会で自己紹介、アイスブレイク、討論の導入が行われました。ファシリテーターとサポーターの協力もあり、参加者も各々でリラックスしている様子が見られました。討論は分科会ごとに盛り上がっていました。

・昼食

ご飯の時間です!

各分科会で食堂に集まり、参加者、実行委員関係ない交流が見られました。楽しかったです!

・昼討論

お昼で交流が深まったことにより、午後の討論は午前とはまた違っていました。

午前での導入の復習、そこから本格的な討論が展開されました。内容も細部になり、難しい話では悩む様子も見られました。

・夕食

夕飯の時間です。昼とは異なり、分科会ごとでなく、分科会同士の交流もありました。新しい友人が出来た人も多いのではないのでしょうか。

・夜討論 (宣言書作成)

夜の討論では最終段階の、参加者の意見をまとめた文書「宣言書」を書くための討論がメインでした。長い討論の疲れからか、眠そうにしている様子も見られましたが、皆の努力から分科会ごとに宣言書を完成させることが出来ました。手書きなので、各々の味が出ていました。

8 月 14 日 (二日目)

・発表準備－発表

朝食を終え、二日目の発表準備の始まりです。それぞれが自分の担当する部分を決め、声の大きさも含めて、どうしたら伝わりやすいかまで考え、話し合いました。分科会内で工夫や個性が見られる話し合いでした。

参議院会館に移動し、いよいよ発表です。会館の空気もあり、皆緊張している中で始まり

ました。話し合いによって出てきた問題点、それを防ぐ対策を発表し合い共有しました。発表では午前でも感じた分科会ごとの色がありました。

・採択

採択とは、参議院別館特別体験プログラム会場で行われる、各分科会が提案した宣言が「第11回子ども国会の宣言」として採択できるか、参加者全員で採決を取るプログラムです。

参議院特別体験プログラムの一環として、採択が行われました。会場は厳粛な雰囲気を漂わせる場でした。みんなその空気を維持しつつ、堂々と自信に満ちた発表を行っていました。

・全体交流、閉会式

全体交流の時間では、参加者、実行委員の枠を超えてたくさんの話が飛び交いました。分科会の話、学校の話、進路などなど…。最後にたくさんの交流を交わして楽しいひとときだったのではないのでしょうか。

閉会式、終わりの時間です。全員ともっと話したかった気持ちと、イベントを無事に終わらせたという満足の気持ちの両方が混ざり合っていた人も多いのではないのでしょうか。最後に参加者に参加証を渡し、第11回子ども国会は幕を閉じました。

(iii) 宣言書の内容

学校をつくろう！

- ・郷土研究、世界遺産や伝統文化への接触を通じて日本に誇りを持つ。また、誇りだけではなく日本の現状への理解を深めるために日本の社会情勢を学習する。
- ・海外研修や、英語に限らず、外国語教育に取り組み、他国に尊敬の念を持ち、理解を深める。
- ・文化教育により、自分の行動を決められるようになる。
- ・学習において、校外学習や調べ学習を取り入れ、生徒の発言を大事にする。

教育分科会～僕らの思う不登校児とは～

- ・ペアワークなどを取り入れ授業スタイルを変える。
- ・ロールプレイングゲームなどを教師の教育を行う。
- ・今では、生徒が受け身の姿勢でもよかったスタイルを生徒が主体となって授業を動かすスタイルに変える。

グローバル化ってどういうこと？どうなるの？

- ・企業の弱体化を防ぎ、“世界で生き残る”企業にするため、海外企業を含め企業同士の合併を推奨する。
- ・生活保護など「最後の砦」となるセーフティネットの制度を維持していくべきである。



日本の貧困

- ・一次産業に従事するための高等専門学校で、実際の労働により近い訓練の対価として一カ月8～10万円を支給する
- ・跡を継ぐ人のいない伝統工芸品などの職人の人手不足の解消と、中卒・高卒の人材の就職のための選択肢の幅を広げるため、職人を公務員化する。

日本の医療問題

- ・医療と介護、そして患者を結びつける“第3の職業”の設置
- ・過疎化が進んでいる地域で支給の進んでいるコンピューターやTV電話に高齢者が選択肢を選ぶなど簡単に操作でき、その日の体調を入力できる機能を付ける。
- ・“科”に関係なく、どの病院でも医療処置を受けられるということが可能な高齢者にとって通院が楽なものになる「なんでも科」の設置

Ⅲ 意見交換会報告

(i) 開催概要

子ども国会では、子ども議員の声を伝えるため、8月の本会で採択した宣言書を、国会議員や省庁、企業などの方々へ渡しに行き、大人と子どもの意見交換をする活動を行っています。今年度は、各分科会それぞれで別の方々との意見交換を行いました。ただ、今期の意見交換会に関しましては、全体の報告は「学校をつくろう!」分科会・「教育分科会～僕らの思う不登校児とは～」分科会・「グローバル化ってどういうこと?どうなるの?」分科会・「日本の貧困」分科会のみが掲載されております。このような不完全な形での報告となること、深くお詫び申し上げます。

8月27日に「学校をつくろう!」分科会にて、文部科学省と行いました。参加者は子ども議員2名、実行委員5名。場所は文科省内会議室でした。

10月6日に「教育分科会～僕らの思う不登校児とは～」分科会にて、埼玉県教育委員会と行いました。参加者は実行委員7名でした。場所は埼玉県庁内会議室でした。

10月24日に「グローバル化ってどういうこと?どうなるの?」分科会にて、厚生労働省国際課と行いました。参加者は子ども議員1名、実行委員5名。場所は厚生労働省内でした。

11月7日に「日本の貧困」分科会にて、厚生労働省職業安定局と行いました。参加者は子ども議員1名、実行委員4名。場所は厚生労働省教養第2会議室でした。

昨年度から引き続き、各分科会でテーマに沿った意見交換先と実施いたしました。子ども国会における討論に留まらず、大人の方々へ意見を伝えるという次のステップを目指しました。

(ii) 当日の様子

意見交換会では、作成した宣言書を元に第 11 回子ども国会における自分たちの討論の流れと、その結果得られた結論を政策提言として、意見交換会先の大人の方々に説明し、それを踏まえたうえで大人の方々のご意見をいただきました。



会に参加することのできなかった子ども議員からの質問にもお答えいただいたり、双方から活発な意見の出し合いが行われたりと、各分科会非常に充実した意見交換ができました。大人の方々も大変熱心に取り組んで下さり、参加者のみならず実行委員にとっても意義のある、素晴らしい取り組みになりました。

IV 小討論会報告

子ども国会では、中高生により討論をより身近に感じてもらえるよう、8月のイベントより中高生が身近に感じている疑問や問題をテーマとした、日帰りの小討論会を開催しています。今年度は冬と春の合計2度、小討論会のイベントを開催いたしました。

冬のほっとカフェ 2013

2013年12月22日(日)、askawa スタジオ(スローガン株式会社本社内)にて、「女子力」分科会、「コミュカ」分科会、「電子書籍」分科会をテーマに開催しました。

春のとくまつり 2014 はじめての討論

2014年3月23日(日)、五反田文化センターにて、「なにを着て生きていく？」分科会、「子育てシミュレーション」分科会、「うわっ... 私の印象悪すぎ... ?」分科会、「デートプラン」分科会、「「学び」とは何か？」分科会をテーマに開催しました。

V 活動報告会報告

(i) 開催概要

昨年度、設立10年目となる第10期子ども国会実行委員会では、これまで子ども国会に協力いただいた大人の方々や実行委員のOB・OG、過去のイベントの参加者などの方々に対して、これまでの子ども国会の10年間の活動内容を報告する会を開催いたしました。そして今年度、第11期子ども国会実行委員会でも、今年度の活動内容を報告すると同時に、子ども国会に関わっていた

だいている方々を繋げる会として、2 回目となる子ども国会実行委員会活動報告会を開催しました。10 月 27 日、国立オリンピック記念青少年総合センター内のセンター棟会議室を会場に、現役の実行委員 15 名を含む約 40 名が参加いたしました。

(ii) 当日の様子

報告内の内容として、現在の子ども国会について「イベント」と「普段の活動」の二つに分けて解説するプレゼンテーションを実施しました。過去 10 年間全体の活動内容について総括することを目指した昨年度の報告会と比較し、より子ども国会の「現在」にフォーカスした内容となりました。過去、子ども国会に関わっていただいた方々に、現在の子ども国会を深く知っていただく時間を目標しました。

また、プレゼン後には、出席していただいた OB・OG、社会人の方々も巻き込んだ交流会を行いました。自己紹介から始まり、各テーブルで幅広い年齢層の方々と楽しくお話しできました。

会の最後には、引退する 11 期の代表と、今後の子ども国会を担う 12 期の代表と、それぞれの言葉も交換し、これからの子ども国会に向けたスタートダッシュとなりました。

VI 子ども国会のこれから

第 11 期子ども国会実行委員会では、様々な分野で大きく刷新された第 10 期子ども国会実行委員会の形式を引き継ぎつつ、より良い組織運営とイベント内容の充実を図り 1 年間活動を行いました。第 10 期に総括し切れなかった、これまでの活動内容の振り返りを、クラウドファンディングによる記念冊子という形でまとめるなど、これまでにない取り組みも行いました。

第 11 期を次の 10 年に向けた新たな一歩として、10 期までで試みた様々な新しい挑戦をより広く深く展開し、さらなるチャレンジへ繋げていくことを試み続けてきました。来たる 12 期においても、こういったスタンスを崩すことなく、より良い「子ども国会」を作り上げていくために努力していきます。

「子どもへこれからの社会と向き合うきっかけを提供する」という理念に基づき、常に参加者＝子どもにとっての子ども国会の意義を考え、子どもにさらに充実した「出会い」「話し」「伝える」場の提供のために何ができるかを模索していこうと思います。

東洋大学福祉社会開発研究センター シンポジウム

「子ども支援と子どもにやさしいまちづくり」 ーアジアの取り組みの交流ー

東洋大学福祉社会開発研究センターは、平成19年度より自治体との連携による研究プロジェクトを展開してきました。今年度からは、文部科学省「戦略的研究基盤形成支援事業」の採択を受け、「高齢者、障害者、子どもの社会的孤立に対応する見守り支援・自立支援に関する総合的研究」を平成29年度まで実施します。

今回のシンポジウムでは、当研究センターの子どもユニットが展開する地域における子ども支援と子どもにやさしいまちづくりについて、アジアで積極的な取り組みを展開するインドネシアから学びつつ、日本で先進的な取り組みを展開する自治体からの報告をうけ、日本の課題を検討するシンポジウムを開催します。

ご参集ください。

◆日時 2015年7月12日(日) 13:00～17:00 (12:30受付開始)

◆会場 東洋大学白山キャンパス 8号館7階125記念ホール

◆参加費 無料 通訳あり(平野裕二〔子どもの人権連代表委員〕)

◆プログラム

コーディネーター：内田塔子(東洋大学准教授/センター研究員)

荒牧重人(山梨学院大学教授/センター評価委員)

アジア子どもの権利フォーラム共同代表)

13:00～13:15 開会挨拶 竹村牧男(東洋大学学長)

趣旨説明 森田明美(東洋大学教授/センター長)

13:15～14:45 インドネシアにおける子どもにやさしいまちづくりと子ども参加

報告者：Ms. Lenny N. Rosalin

(インドネシア女性エンパワーメント・子ども保護省 副大臣)

コメント：Ms. Rini Handayani(同 子どもにやさしいまち担当局長)

<14:45～15:00 休憩>

15:00～15:40 韓国の子どものめぐる現実と子ども支援の課題

報告者：安 東賢(漢陽大学校教授/アジア子どもの権利フォーラム共同代表)

15:40～16:00 世田谷区における子ども支援の取り組み

報告者：岡田 篤(世田谷区総務部長/(前)子ども・若者部長)

<16:00～16:10 休憩>

16:10～16:50 質疑・ディスカッション

16:50～17:00 総括と今後の研究の課題

森田明美(東洋大学教授/センター長)

17:00 閉会

【主催】 東洋大学福祉社会開発研究センター

【協力】 アジア子どもの権利フォーラム、NPO法人/子どもの権利条約総合研究所

【申し込み】 氏名、住所、所属、連絡先を明記の上、下記事務局にメールもしくはFAXでお申し込みください。

(申し込み締め切り：2015年7月9日〔木〕)

【事務局】 東洋大学福祉社会開発研究センター TEL&FAX 03-3945-7504 E-mail: cdws20813@toyo.jp

* 申し込みの際に収集した個人情報は本シンポジウムの開催のためにのみ利用し、その他目的のために使用しません



子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2015/3/8 【毎日新聞】

高IQの発達障害児学級： 「能力のばしたい」 都内で来月スタート

ずば抜けて知能は高いが、コミュニケーションが苦手。そんな子どもが対象の新たな学級を、発達障害児の教育に取り組む民間の教育施設「翔和学園」（東京都中野区）が4月から試験的に始める。「できすぎる」ために不登校になってしまう子どもの受け皿として、医師や大学の研究者と連携し、学習を支えていくという。英米では先天的に著しく知的レベルが高い子どもを「ギフテッド」と呼び、中でもLDやADHDなどの発達障害がある子どもは「2E（ツイー）」とも呼ばれる。驚くほどの記憶力があり、好奇心が強いのが特徴だ。英米ではその能力に対応する特別な学級があるが、日本ではまだ広まっていない。日本の特別支援教育が、苦手を克服することに、より重きを置いているためだ。同学園には現在、小学4年から20代の106人が在籍。それぞれの習熟度に応じて受講している。新たに設置するのは、言語性IQ（知能指数）が高いが、人との関わりが不得意な子どもを対象にしたコース。在校生では高等部の男子生徒2人が進む予定。ともにIQは高いが、授業中に歩き回ったり、好きな本を読み続けたりして、一般的な学校に通うことが難しいという。職員の石川大貴さんは「能力を伸ばせるよう、専門家と交流し、関心分野を深めてもらいたい」と話す。具体的な授業の中身は生徒の意向を尊重しながら決めていくつもりだ。医学的観点から同学園に助言などを行っている小児神経科医で、NPO ギフテッド研究所の宮尾益知理事長は「授業が退屈だと感じたり、周囲をばかにしていじめられたりして、不登校になるケースは少なくない。うつや引きこもりになって医療機関につながるケースが多く、予防のためにもギフテッドの子どもたちの学習環境を整えたい」と話す。

■ 2015/3/13 【朝日新聞】

川崎中1殺害と同様の危険、 全国に400人 文科省調査

川崎市川崎区の多摩川河川敷で中学1年生の上村遼太さんが殺害された事件を受け、同様の危険にさらされている子がいないか文部科学省が緊急調査し、13日結果を発表した。連絡が取れない、または校外の集団と関わりがあり、生命や身体に危険が及ぶおそれがある小中高校生は全国で400人に上った。該当する児童・生徒について、文科省は学校に対し、警察と連携するなどして安全を確保するよう促す。今後、どう対応したか報告を求めるといふ。調査は2月27日～3月9日、全国の国公私立の小中高校、特別支援学校を対象に実施。①7日間以上連続して連絡がとれない②学校外の集団との関わりがある、の二つのケースのうち、「生命や身体に被害が生じるおそれ」のある児童・生徒。危険があるかどうか確認できない場合も含めて集計した。①で該当したのは232人。不登校で保護者の協力がなく、子ども本人と連絡が取れず安否がわからない場合や、家族を含めて居所不明だったり、家出や行方不明で捜索願が出ていたりする子どもも少なくなかった。自宅が非行グループのたまり場になっているという情報はあのに、本人と連絡が取れない例もあった。②は168人。暴走族などと交際があり、仲間内のトラブルで暴行を受ける可能性がある、などが多かった。暴力行為を起こして仕返しされ、骨折した子もいた。計400人のうち、中学生が最も多く243人。高校生は75人、小学生は74人、特別支援学校は8人。男子は247人、女子153人だった。都道府県別では大阪府が65人で最も多く、静岡県60人、東京都36人と続いた。福岡県29人、神奈川、愛知県19人など都市圏が目立ったが、地方でも青森県は18人、茨城県は17人に上った。一方、12県は0人だった。文科省は「短期間で緊急確認を求めたため、学校や自治体によって危険性

の解釈が異なるなどばらつきが出た」と説明。一方、調査を機に警察と連絡して安否が確認できたケースもあったとし、今後も同様の危険がないか点検するよう自治体に求めていく方針だ。

■ 2015/3/16 【朝日新聞】

ベネッセ、オンライン講座配信へ 子ども・社会人向けも

ベネッセホールディングスは16日、4月下旬からオンラインで講座を視聴できるサービスを始めると発表した。子ども向けの学習教材のほか、社会人向けに語学やITなどのビジネス関連、趣味の領域を含む様々な講師を募集して講座を作る。こうしたサービスを提供している米国のIT企業「ユーデミー」と業務提携した。同社の提供する教育コンテンツはビジネスから趣味まで2万5千種類以上のコースがあり、世界中で600万人以上が受講しているという。ベネッセは、自社の教育コンテンツを映像講座として提供するほか、講座の作成を手助けするインストラクターを設けて講座を増やす方針だ。講座ごとの価格は未定だが、米国では無料から数万円台のものまでであるという。

■ 2015/3/17 【毎日新聞】

小中一貫校：名称は「義務教育学校」 制度化を閣議決定

政府は17日、小学校と中学校の義務教育9年間のカリキュラムを弾力的に運用できる小中一貫校を制度化する学校教育法改正案を閣議決定した。一貫校の名称は「義務教育学校」とし、小中学校などと同じ同法第1条で定める「学校」に位置付けた。今国会で成立すれば、2016年4月から施行する。義務教育学校は、地域の実情に合わせ、カリキュラムや学年の区切りを変更できる。校長は1人で、教員は原則として小中両方の免許が必要。校舎は離れていても、同じ敷地内でも設置できる。現在の義務教育は、中学進学の際にいじめが増える「中1ギャップ」などが指摘されており、その解決を図る。

■ 2015/3/18 【朝日新聞】

道徳教科化に意見 6000 件 評価のあり方を議論へ

小中学校の「道徳」の教科への格上げに向けた省令などの改正案に対し、5002人から5993件のパブリックコメントが寄せられた。文部科学省によると、政策が固まる前に幅広く国民の声を聴くこの制度で2012年度以降、文科省では3番目の多さだったという。2月4日から3月5日までの30日間募った。主な賛成意見は「モラルの低下やマナーの悪化は大きな社会問題で、道徳は社会生活を送る上で不可欠」「道徳心があってこそ自他の人権の尊重や差別問題にも向き合える」「何が大切な価値観なのかしっかりと教える必要がある」など。反対意見は「道徳は普段の生活、教師の人格的垂範や言葉から学ぶもの」「教科化によって道徳に関する考え方が統一され、多様な考え方を引き出せないのでは」などがあった。氏名は異なるが文面は同じ意見が賛否いずれもあったという。文科省はこうした点も踏まえ、賛否の割合を明示していない。このほか「子どもは道徳的価値を『理解』しただけでは変わらない。『自覚』して初めて生き方が変化する」といった声や、教師の指導力向上を求める声も寄せられた。教科化に伴い、子どもは道徳性をどのくらい身につけたか評価されることになるが、「文章による評価に賛成」「記述式でも一定の基準等により評価すべきでない」「評価を公表する形で行うと教師の求める発言をする子が増える。本音で語れる場とすることが重要」などの意見もあった。下村博文文科相は13日の会見で寄せられた意見に言及し、「子どもにとって励ましになるような評価方法を今後詰めていきたい」と述べた。文科省は3月中に省令と学習指導要領を改め、4月中にも評価のあり方についての専門家会議を設ける予定だ。

■ 2015/3/19 【朝日新聞】

読解力・数学で男女に差 15歳の学習到達度を分析

数学や科学は男子の方が好成績で、読解力は女子の方が高い。経済協力開発機構(OECD)が15歳の学習到達度の男女格差を調べたところ、日本を含む多くの国でそんな傾向が出た。ただ、娘よりも息子に理系の就職を期待する親や学校の教育が影響している可能性もあり、性別に関係なく好成績を取れるような数学の指導を促している。OECDが5日、2012年に65カ国・地域の15歳を対象に行った国際学習到達度調査(PISA)や生徒への質問票などを分析した報告書をまとめた。読解力はPISAの全参加国・地域で女子が男子を上回り、日本でも女子が24点高かった。一方、OECD平均でみると、「数学的な知識の応用」は男子が女子より強く、「科学者のように考える」ことが求められる質問では女子の苦戦が目立つ。日本では12年PISAの数学的リテラシーは男子が女子を18点上回り、科学的リテラシーで11点、問題解決能力も19点男子が女子を上回った。こうしたなか、ドイツ、韓国など10カ国・地域では、娘と息子の数学の成績が同じでも、親は息子に対し、科学や工学、数学分野の就職を期待する傾向が強かった。OECDの担当者は、学校行事での役割分担や教師の進路指導が影響している可能性も指摘する。OECDは「学業成績の男女格差は生まれつきの能力差によるものではない」と指摘し、数学では生徒に解答手順を説明させるような指導が、女子の成績向上につながるとしている。

■ 2015/3/26 【毎日新聞】

児童虐待：最多2万8923人 14年通告、 関心高まり通報増 警察庁

警察庁は26日、虐待を受けている疑いがあるとして全国の警察が昨年、児童相談所(児相)に通告した18歳未満の子どもが前年比34%増の2万8923人に上り、最多を更新したと発表した。傷害などの容疑で立件されたのは698件719人、事件の被害者となった子どもは708人で、いずれも過去最多。社会的関

心の高まりで通報が増え、積極的な事件化を目指す方針が影響したとみられる。同庁によると、通告種類別では、暴言を投げつける心理的虐待が1万7158人(前年比39%増)で、全体のほぼ6割。うち、子どもが目の前で家族によるDVを目撃する「面前DV」が1万1669人(同45%増)に上った。ほかには、殴るなどの身体的虐待7690人(同25%増)▽食事を与えないなどのネグレクト(怠慢・拒否)3896人(同32%増)▽性的虐待177人(同19%増)――だった。摘発事件の被害者の内訳は、男子299人、女子409人。性的虐待は被害者の97%が女子だった。子どもの側から見た加害者との関係は、多い順に、実父298人▽実母158人▽養父・継父149人――など。被害者の年齢は14歳が最多で76人、16歳60人

■ 2015/3/27 【毎日新聞】

児童ポルノ：被害、最多更新746人 児相通告は2万8923人 警察庁まとめ

警察庁は26日、昨年の児童ポルノ事件の摘発件数が前年比11%増の1828件、被害者の子どもは同15%増の746人で、いずれも過去最多だったと発表した。虐待被害の疑いがあるとして全国の警察が昨年、児童相談所に通告した18歳未満の子どもが前年比34%増の2万8923人に上り、最多を更新したことも明らかにした。同庁によると、昨年施行された改正児童ポルノ禁止法で新たに対象となった盗撮製造は29件で、このうち10件では腕時計に盗撮用のカメラを仕込むなど特殊な録画機器が浴場などで使われていた。被害者のうち女子は670人。小学生以下の約7割は強制わいせつ・強姦(ごうかん)被害を受けた上で児童ポルノを製造されていた。無料通信アプリ「LINE」などスマートフォンの利用を通じて被害にあった子どもは前年の約1・5倍の313人だった。摘発罪種別では、ポルノ画像を製作した製造容疑が909件(同14%増)、第三者に提供するなどの流通容疑が919件(同9%増)など。今年7月以降は単純所持も摘発対象になる。

■ 2015/4/2 【朝日新聞】

子どもの貧困対策へ基金 政府、
民間資金で新設へ

政府は2日、子どもの貧困の解消に向けて、民間資金を活用した基金を新設すると発表した。子どもの貧困率は16.3%（2012年）と過去最悪の水準にある。暮らしや学習をサポートする団体への資金援助や、スポーツ・芸術面で力がある子どもを経済的に支える取り組みで、親から子への「貧困の連鎖」を断ち切ることを狙う。この日、子どもの貧困解消に官民が連携して取り組む「子供の未来応援国民運動」の発起人集会在官邸で開かれた。基金新設を盛り込んだ趣意書を採択。資金の募集方法や助成手続きなど、詳細は今後詰める。発起人には安倍晋三首相のほか、伊藤一郎・旭化成会長、元プロボクサーで児童養護施設出身の坂本博之さんら27人が名を連ねた。

■ 2015/4/4 【朝日新聞】

保育所、公園内に作れます
国家戦略特区法の対象を拡大

政府は3日、地域限定で規制を緩和する国家戦略特区法の対象分野を広げる改正案を閣議決定した。公園内に保育所をつくれるようにするほか、小さい診療所でも外国人医師を受け入れやすくすることなどを加える。今国会での成立を目指す。改正案では、主に富裕層の外国人を対象にした「医療ツーリズム」振興などのため、大病院と協定を結んでいない単独の診療所でも、日本人医師の指導を条件に外国人医師の医療を認める。教育分野では、公立学校の運営を民間委託する「公設民営学校」を認めるほか、都道府県などの試験に受ければ約3年勤務できる「地域限定保育士」の資格もつくれるようになる。このほか、家事支援の会社に雇われた外国人に在留許可を認める▽起業手続きをまとめてできる「ワンストップセンター」設置▽NPO法人申請手続きの迅速化なども盛り込んだ。政府は昨秋の臨時国会に改正案を提出していたが、衆院解散で廃案となっていた。特区はこれまで新潟市や福岡市など9地域が対象となっている。

■ 2015/4/10 【朝日新聞】

全国学力調査の内申点活用、
文科相「趣旨逸脱のおそれ」

文部科学省の全国学力調査の結果について、大阪府教育委員会は高校入試の可否に考慮される中学3年の内申点の評価に活用する方針をまとめた。これに対し、下村博文文科相は10日の閣議後会見で「調査の本来の趣旨を逸脱するおそれがある」と懸念を示した。今後、府教委の検討状況を見ながら必要があれば指導していくという。大阪府教委は、高校入試に用いる内申点に中学校間の成績の差を反映させるための基準を導入する方針。この基準に学力調査の結果を活用したい考えだ。下村文科相は学力調査の目的は全国的な子どもの学力把握や教育施策の充実などにあるとし、「（導入されれば中学の教員は）入試を考慮し、学力調査の結果を過度に意識した学習指導を求められる」などと指摘。こうした懸念は担当者から府教委に口頭で伝えているという。

■ 2015/4/10 【毎日新聞】

ハーグ条約：子の連れ去り
1年間で9人の子の返還命じる

最高裁は10日、国境を越えて連れ去られた子の扱いを決めたハーグ条約に基づく審判で、日本で条約が発効した2014年4月からの1年間で、9人の子について東京、大阪の両家裁が返還を命じる決定を出したと明らかにした。最高裁によると3月末現在で、子の返還申し立ては東京家裁に12件、大阪家裁に4件の計16件あった。このうち11件で審判が終了し、9件で子の返還を命じた。3件が高裁に抗告したほか、5件で家裁の審判が続いている。条約は、片方の親が16歳未満の子を加盟国から別の加盟国に了解なしに連れ去った場合、原則として子を元の国に返還すると定めている。日本では子を連れ去られた親が両家裁に申し立て、家裁が要件を満たしたと認めた場合に返還命令を出す。

■ 2015/4/16 【毎日新聞】

交流サイト：きっかけの事件、 子どもの性的被害が最多

警察庁は16日、2014年にインターネットのコミュニティーサイト（交流サイト）がきっかけとなって性的な事件の被害者となった18歳未満の子どもが1421人いたと発表した。統計を取り始めた08年以降で最多で、全体の8割近い1118人がスマートフォンを使っていた。サイトの危険性について保護者から注意を受けていなかったケースも半数を超えており、担当者は「友人がやっているからと危険性を知らずにサイトを利用して被害に遭っている」と指摘している。交流サイトは多くの人とやり取りできるサイトやアプリの総称。警察庁によると、交流サイトがきっかけとなった子どもの犯罪被害は大手業者が対策を講じた効果で11年に一度は減少したが、アプリのIDを交換する掲示板の普及などで13年から再び増加に転じた。こうした掲示板ではアプリ事業者による年齢制限などの対策が及ばず、相手が子どもでも直接やり取りすることが可能になっていた。掲示板で知り合った相手から被害を受けた子どもは12年の36人から13年は352人に激増し、14年も439人に上った。一方、サイトがきっかけとなって被害を受けた子どものうち、スマートフォンを含め携帯電話でサイトを利用したケースが約9割を占めた。携帯電話の名義が判明した1000人のうち、7割以上が両親名義の電話を使っていた。保護者による注意状況について答えた773人の子どものうち、54%は保護者から利用の注意を受けていなかったといい、「サイト利用を親に話さない」（27%）や、「注意を受けたことはなく放任」（26%）などの回答が目立った。警察庁は、有害サイトへの接続を制限する「フィルタリング」の利用呼び掛けや掲示板運営業者への対策要請など取り組みを強める。

■ 2015/4/17 【毎日新聞】

避難訓練実施、3割のみ 原発30キロ圏内の学校、文科省調査

原子力発電所から30キロ圏内にある全国の小中高校など2382校のうち、原発事故による被害を想定した避難訓練を実施しているのは3割にとどまる。文部科学省が、そんな調査結果を発表した。どのように避難するかなどを想定した「危機管理マニュアル」をつくっていた学校も7割に届かず、登下校中の子どもの避難に課題が浮かんできた。調査は2001年の大阪教育大付属池田小での殺傷事件を受けて03年度分から実施してきたが、原発周辺の学校について調べたのは、初めて。14年3月末時点で、国公立の小中高校、中等教育学校、幼稚園、特別支援学校を対象に学校の安全や防災などについて聞いた。原発から30キロ圏内にあった小学校は1068校（全体の5.2%）、中学校502校（4.8%）、高校244校（同）、幼稚園518園（4.4%）、特別支援学校48校（4.5%）など。国公立計2382校のうち、原発被害を想定した避難訓練を行ったのは760校で31.9%だった。該当する公立学校がある19道府県のうち、北海道や石川県、佐賀県で100%が避難訓練を行っていたのに対し、静岡県は2.4%、新潟県は3.6%にとどまった。青森県は、1校もなかった。また、マニュアルを策定しているのは国公立1593校で66.9%だった。文科省は、「原発事故対応は学校単独ではできない」として、市町村が防災計画を策定しているかどうかを前提になり、必ずしも学校が対応を怠っているわけではないと説明する。その上で、「マニュアルづくりや訓練をした方がいいことは確か。市町村と調整し、100%に近づけてほしい」と話す。一方、津波浸水区域の学校は3807校あり、津波を想定した避難訓練をしている割合は91.5%で、前回調査した11年度の77.2%に比べて増えた。危機管理マニュアルをつくっているのも91.4%で、前回の76.7%を上回った。浸水区域以外も含めた全ての学校に災害への備えを聞いたところ、物資の備蓄をしているのは72.0%（前回64.2%）、避難所になった場合の対応について自治体などと連携体制をとっ

ているのは61.6%（同50.1%）だった。調査は、防犯などへの取り組みも聞いた。通学路の安全マップを子どもが作っている小中学校（特別支援学校を含む）の割合は、前回調査時の11年度の85.1%から、51.4%に減った。小学校で59.8%、中学校では41.5%だった。公立学校の都道府県別でみると、岩手（24.8%）、神奈川（29.0%）、和歌山（23.4%）、鳥取（27.6%）、島根（27.4%）、高知（22.8%）の6県が3割を切った。担当者は「時間の確保が難しいとは思うが、積極的に取り組んでほしい」と話す。集団登下校をしている幼稚園と小学校（特別支援学校含む）は44.0%（前回48.1%）、スクールバスによる送迎は31.4%（同33.2%）だった。

■ 2015/4/21 【朝日新聞】

小中高の教科書、デジタル化検討へ 16年度中に結論

文部科学省は、小中高校で使う教科書をデジタル化する方向で本格的な検討に入る。政府の教育再生実行会議が22日にまとめる提言案にもデジタル化の推進が盛り込まれる見込み。これを受け、来月にも有識者会議を立ち上げて、2016年度中に結論を出したい考え。文字や図だけだった教科書が、音声や動画などにも広がる可能性がある。現行制度は全ての教科書が紙の本であることが前提で、導入には学校教育法など関連法の改正が必要だ。今でも教科書は作り始めてから使い始めるまで最低3年かかるうえ、デジタル版の開発には紙よりも多くの時間が必要となる。導入時期は、早くても新学習指導要領がスタートする20年度よりも後になりそうだ。全教科書を一斉にデジタルに移行するのではなく、段階的に導入する方向で議論するとみられる。タブレット端末やパソコンの画面で見るデジタル教材は、算数で立体を切って断面図を確認できたり、音楽や英語で音声を聴けたり、体験型の学習がしやすい。クラス全員の解答を電子黒板に同時に表示することや、自宅であらかじめ録画された説明を見て授業では議論を中心にする「反転授業」もやりやすくなる。現在も授業にタブレットなどのデジタル教材を使っている学校はあるが、国の無償配

布の対象とならず検定もない「補助教材」の扱い。教科書が丸々一冊デジタル化されれば、授業の全てをタブレットやパソコンで行うことも可能になる。ただ、実現には課題もある。まず、音声や動画を文科省がどのように検定するのか。今の小中の教科書のように端末も含めて無償配布できるのか。著作物をデジタル版に採用する場合、権利者への支払いをどうするか、など多岐にわたる。有識者会議では、こうした課題の解決策を考えながら、デジタル版に動画や音声を含めるかなど、範囲をどの程度まで広げるかについて話し合うとみられる。さらに導入には、電子黒板の普及や通信事情の改善を含め、デジタル環境の整備が前提となる。政府はこの5年以内にタブレットなどの情報端末を「1人1台」配布することを決めているが、財源のない自治体もあり、計画通りに進むかは不透明だ。

■ 2015/4/23 【毎日新聞】

教員採用：共通試験に 教育再生会議が提言案

政府の教育再生実行会議（座長、鎌田薫・早稲田大総長）は22日の分科会で、各都道府県・政令市が実施している教員採用試験の共通化を求める提言案を示した。国と希望する教育委員会が共同で作問した「共通1次試験」とすることを想定している。共通化により、教委の負担軽減や試験問題の質向上を狙う。また、教員歴に応じて習得すべき資質能力の指標を策定することも提案した。5月中旬に提言をまとめ、安倍晋三首相に提出する。

教員採用試験に関しては、現在、都道府県や政令市の教委がそれぞれ実施している。提言した共通試験化は、国と、希望する教委が共同で問題を作り、各教委はそれを1次試験として使い、2次試験では独自に面接や論文で評価することが想定される。共通化することで、各教委の作問負担を軽減できるほか、国や複数の教委が関与することで試験問題の質の向上にもつながるとしている。このほか、教員の資質向上策にも言及。今後、教員には児童・生徒が課題を自ら見つけ討論しながら解決策を探る授業方法「アクティブ・ラーニ

ング(課題解決型学習)」や、ICT(情報通信技術)教育など新たな指導力が必要とされている。そこで、教員歴10年目、20年目など一定の勤続年数時点で身につけておくことが必要とされる資質能力について、国などが統一的な指標を策定。自治体の教委が実施する教員研修や教員評価に生かすことを求めている。教員研修を充実させるため、教委と教職大学院との連携の重要性も指摘した。さらに、児童・生徒の個に応じた教育を充実させるために「英才教育」の推進の必要性を提起し、学習指導要領の弾力化などを求めている。

■ 2015/4/26 【朝日新聞】

PTA 全国ネットワークに異変 すでに4市の組織が離脱

「日本PTA全国協議会」(日P)を頂点としたPTA組織の一部で異変が起きている。この5年で少なくとも4市のPTA連合組織が上部団体から離脱した。会費を納めて全国組織にしていることより、独自の活動をめざす保護者の意識の広がり背景にある。加盟は任意だが、高い組織率を誇る全国ネットワークから離脱した4市は、岡山、倉敷(岡山県)、徳島、熊本。いずれも県内で最大級のPTA会員を持つ都市で、県組織に対する影響は小さくない。離脱組の一つ、「徳島市・名東郡PTA連合会」(徳東P連)にこの3月、徳島県PTA連合会(県P連)から一通の文書が届いた。「再加入について、前向きにご検討ください」とあった。徳東P連が県P連から脱退を決めたのは2011年。県P連は子どものけがなどを補償する団体保険の案内を保護者に出し、保険会社から手数料をもらっていた。その金額や使途を公表しなかったため、徳東P連は「いい加減な上部団体に所属していたら、保護者にそっぽを向かれてしまう」として脱退した。一方の県P連は「県内のPTAがまとまらないと、県教委に意見しにくくなる」などとして、復帰を促しているが、徳東P連の陽地政宏会長は「方向性は決まっていない」。全国にある県P連の役割の一つは、加盟する市町村P連から聞き取り、県レベルの要望としてまとめ、県に伝えること。そんな中、倉敷市P連が13年

に離脱したのは、県P連による組織運営への不満からだ。倉敷市P連によると、離脱後は県P連に払う会費や全国大会の参加費など計160万円が浮いたので、市P連独自の活動に充てたという。中村勇会長は「いっそう活動を吟味するようになった」と話す。すでに、県P連から離脱し、独立して活動している岡山市P連の赤木康二会長は「小回りのきく組織になった」と話す。熊本市PTA協議会も、市教委と連携してプール開放のマニュアルをつくるなど、独自の活動を進めている。離脱したある市P連の役員は「長年のしがらみもあるので難しかった」と話す。離脱したことを知った他の市P連関係者から、離脱の手続きなどの問い合わせが相次いだという。一方、13年に離脱した新潟市P連は今春、日Pに復帰した。「負担金や大会への動員もある。メリットを会員に説明できるのか」という復帰に対する慎重論も出たが、「陳情のスケールメリットを考えた」(大宮一真会長)という。また、日Pは、東日本大震災などの災害時に全国のPTAに呼びかけて募金活動をしたり、国の審議会などで発言したりもしている。上部組織から離脱する団体が出ていることについて、日Pの寺本充専務理事は「個別の県Pや市Pの活動内容を指導する立場にはないが、子どもたちのことを思えば、全国や都道府県の組織と一緒に活動の方が有益なのではないでしょうか」と話す。

■ 2015/4/26 【朝日新聞】

児童扶養手当支給 「事実婚か実態確認し判断を」 厚労省

ひとり親に支給される児童扶養手当について、「事実婚」の状態かどうか生活実態を確認して判断し、適切に支給するよう求める通知を厚生労働省が各都道府県に出した。シェアハウスに住んでいる場合など、自治体が判断に迷うケースが増えているためで、判断の具体例も示した。児童扶養手当は一定の所得以下のひとり親や養育者に対し、子ども1人の場合は最大で月4万2千円が支給される制度。2014年3月末時点の受給者数は約107万3千人いる。ただひとり親が事実婚の状態にある

場合は支給されない。通知を出したきっかけの一つは、東京都国立市の判断だ。昨年12月、シェアハウスに長女と入居するひとり親の女性に対し、別の部屋に親族以外の異性が同居していることを理由に事実婚と見なし、児童扶養手当と都の児童育成手当の支給を停止した。これに疑問が投げかけられ、国立市は支給を再開。厚労省は1～2月、親族以外の異性と同居などを理由に手当を支給するか判断に迷った例がなかったかどうか自治体に調査したところ、約100件あった。通知では「機械的な判断」はせず、生活実態を確認して判断することを要望。居住形態ごとに事実婚かどうか判断する基準を8例示した。例えば、シェアハウスでは「個室スペースに施錠が可能」「光熱水費など生計を異にしている事実がある」場合は支給停止の対象にならないとした。家の間取りや生活状況などを確認し、個別に判断してほしいとした。

■ 2015/4/26 【毎日新聞】

教員免許：国家資格に 自民提言へ 資質向上図る

「教員制度改革」を検討している自民党の教育再生実行本部（本部長・遠藤利明衆院議員）は、学校の教員免許の「国家資格化」を提言する方針を固めた。大学で教員養成課程を履修した後に国家試験と一定の研修期間を経て免許を取得する内容で、現在の医師免許のような位置づけが想定される。教員の資質向上を図るのが狙いで、提言を5月中旬にもまとめ、安倍晋三首相に提出する方針。教員免許は、現行制度では大学で教員養成課程を修了すれば卒業時に大学が所在する都道府県教委から与えられ、各都道府県・政令市教委が実施する採用試験に合格すればその自治体の学校で勤務する。自民党案は、大学での課程を修了後、共通の国家試験を受験。さらに1～2年程度の学校でのインターン（研修期間）を経て免許を与えることを想定している。国家資格にすることで教員の資質向上と待遇改善を図るのが狙いだが、免許取得までの期間が延びることなどから「逆に優秀な人材が集まりにくくなるのではないか」との懸念もある。

これとは別に、教員採用試験の問題を国と都道府県教委などが共同で作る共通化を政府の教育再生実行会議が近く提言する方針であることから、文部科学省は中央教育審議会（中教審）などでこれらの制度の導入の可否などを検討する。提言では、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーを、教員と同様に学校に置くべき「基幹職員」として法的に位置づけることを盛り込む方針。いじめ、不登校などの課題への対応が求められる中、教員の資質向上と学校のサポート体制を構築するのが狙い。学校教育法など関連法を改正し、将来的には教員と同様に給与の一部を国庫負担の対象とすることも想定している。

■ 2015/4/30 【毎日新聞】

性同一性障害児： きめ細かな対応を通知 文科省

文部科学省は30日、心と体の性が一致しない性同一性障害（GID）や、同性愛者など性的マイノリティーとされる小中高校の児童生徒へのきめ細かな対応を求める通知を全国教育委員会などに出した。それぞれの児童生徒に合った制服の着用を認めるなど、具体的な配慮事例も紹介。同省は今後、研修などで周知する方針だ。文科省が昨年初めて行った実態調査で、肉体的な性別に違和感を持ち、学校に相談している児童生徒が全国に少なくとも606人在籍していることが判明していた。通知では、GIDの児童生徒には組織的な支援が重要だとして、学校内外にサポートチームをつくることや、医療機関、保護者との連携を要請。ほかの児童生徒への配慮とのバランスを取りながら、画一的ではなく、一人一人の状況に応じた取り組みを進める必要があるとした。

■ 2015/4/30 【毎日新聞】

学校給食：食べ残し1人年7.1キロ 環境省調査

全国の公立小中学校の学校給食で出るのが、1人当たり年17.2キロに上ることが、環境省の初の調査で分かった。このうち食べ残

しは 7.1 キロになり、ご飯茶わん約 70 杯分に相当するという。調査は、2013 年度の給食について市区町村教育委員会を対象に、今年 1 月 6～30 日、メールで実施した。1742 自治体のうち 79.7%（1389 自治体）が回答した。17.2 キロの内訳は、食べ残し 7.1 キロ▽野菜くずなどの生ごみ 5.6 キロ▽廃油などその他 4.5 キロ―だった。提供した給食のうち、食べ残しが占める割合は 6.9%（欠席者を除く）だった。また、残飯やごみを校内の飼料や堆肥（たいひ）に使うリサイクル率は 59% だった。食べ残しやごみを減らすための取り組みを複数回答で聞いたところ、調理方法やメニューの改善（71.2%）▽ごみや食べ残しの水切り（70.2%）▽食育などの実施（64.5%）―などが上位だった。

■ 2015/5/1 【朝日新聞】

就寝時間遅い子は「自分が好き」 低い傾向 文科省調査

寝る時間が遅い子どもほど自分のことが好きと回答する割合が低く、イライラしがち。そんな生活習慣についての調査結果を文部科学省が 30 日に発表した。睡眠の乱れと心身の不調に一定の関係がみられたとして、文科省は早寝早起きを呼びかけている。調査は昨年 11 月、全国の小学 5 年～高校 3 年を対象に公立校 800 校を抽出して実施し、約 2 万 3 千人から回答を得た。これだけ大規模に調べたのは初めてという。翌日に学校がある日、小学生では午後 10 時までに寝る子が 49% を占めたが、中学生では午後 11 時以降が 57%、高校生では 84% いた。小学生について、寝る時刻と「自分が好きか」への回答の関係をみると、「どちらかといえば」を含めて「自分が好き」と答えたのは、午後 9 時までに寝る子が 58% だったのに対し、午前 0 時以降に寝る子では 33% にとどまった。「なんでもないのでイライラする」ことが「よく」「ときどき」とあると答えたのは、午後 9 時までに寝る子の場合 22% だったが、午前 0 時以降の子では 46% いた。ゲーム機やスマホなどを寝る直前まで利用することが「よくある」と答えた中学生の 51% は朝、ふとんから出るのがつらいと感じるこ

とも「よくある」と答え、寝る直前の利用が「ない」子で 33% だったのと差が出た。調査は生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つと言われる中、その実態をつかむのが目的。文科省の担当者は「就寝が遅くなったり、学校のある日とない日で起床時刻が大きくずれたりすることと、心身の不調の関係が裏付けられた」としている。

■ 2015/5/2 【毎日新聞】

「新教育長」：任命は 2 割 文科省調査 旧教育長再任が半数

新教育委員会制度のスタートに伴い教育委員長と旧教育長を一本化した「新教育長」を任命した都道府県・市区町村教委は全体の約 2 割の 294 自治体だったことが、文部科学省の調査で分かった。新教育長は首長が任命するが、約半数は旧教育長が再任されていた。旧教育長の 4 年間の任期中は新制度に移行しなくてもよい猶予期間があり、約 8 割は新教育長を任命していなかった。2011 年の大津市の中 2 いじめ自殺事件で、教委の無責任体質が問題化。背景に教委トップとして教育委員の互選で選ばれる非常勤の教育委員長と、教委事務局トップの教育長が併存する体制があったとして、制度が見直された。調査は 4 月 1 日現在の状況を調べた。新教育長が任命されたのは都道府県・政令市は 19 教委（28.4%）、市区町村教委は 275 教委（16.0%）。このうち、都道府県・政令市の 9 教委、市区町村の 155 教委では旧教育長が再任されていた。新教育長の経歴（複数回答）は教委の指導主事など「教育行政経験者」が都道府県・政令市、市区町村教委とも約 8 割を占めた。文科省は新教育長の任命に当たり、議会での所信表明と質疑応答など「丁寧な手続き」を求めていたが、両方を実施した都道府県・政令市教委はなく、市区町村教委も 7% にとどまった。都道府県・政令市教委では「所信表明だけ」が 47% で最も多く、「所信表明も質疑もなく採決のみ」は 37%。市区町村教委では「採決のみ」が 44% で最多だった。

■ 2015/5/4 【朝日新聞】

子ども数、過去最低に 34 年連続減、増加は東京都のみ

15 歳未満の子どもの数は 1617 万人（4 月 1 日現在）で、前年より 16 万人減り、過去最低を記録したことが、総務省のまとめで分かった。34 年連続で減少した。全人口に占める子どもの割合は 12.7% で、41 年連続で低下した。5 日の「こどもの日」に合わせ、国勢調査を元に出生数などの資料を使い推計した。男女別では男子が 828 万人、女子が 788 万人で、男子が 40 万人多い。年齢別に見ると、0～2 歳 309 万人▽3～5 歳 315 万人▽6～8 歳 321 万人▽9～11 歳 325 万人▽12～14 歳 347 万人と、年齢が低いほど数が少ない。子どもの人口の割合は、65 歳以上人口の割合（26.4%）の半以下になった。統計を取り始めた 1950 年の 35.4% から下がり続け、第 2 次ベビーブームの 71～74 年にわずかに上昇に転じたが、75 年から連続して低下している。都道府県別（昨年 10 月 1 日現在）では、前年に比べて子どもが増えたのは東京都のみだった。人口に占める子どもの割合は沖縄県が最も高く 17.5%。次いで滋賀県 14.6%、佐賀県 14.2%。低いのは秋田県 10.8%、東京都 11.3%、北海道 11.5% だった。沖縄は子育て世代の女性の割合が高く、秋田は 65 歳以上人口の割合の高さなどが影響しているという。同省によると、子どもの割合は、少子化が進んでいるといわれるイタリアで 13.9%、ドイツで 13.1% で、日本は人口 4 千万人以上の 30 カ国中、最低だった。

■ 2015/5/9 【毎日新聞】

夜間中学生：全国に 9271 人 公立の 8 割、外国籍 文科省初調査

文部科学省は 8 日、義務教育の未修了者らが通う「夜間中学」に関する初の実態調査の結果を公表した。公立の夜間中学は 8 都府県の 25 市区で 31 校あり、生徒数は 1849 人だった。一方、ボランティアらが運営する「自主夜間中学」（識字講座なども含む）は 154 市区町村に 307 校あり、生徒は 7422 人と約 4 倍だった。文科省は「夜間中学の潜在的ニーズ

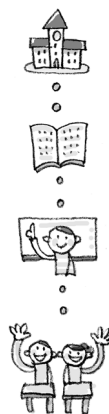
は高い」とみており、公立夜間中学の各県 1 校設置を目指し、今年度予算で設置へ向けた調査費などに 1000 万円を計上している。昨年 5 月 1 日時点の状況を調べた。公立夜間中学があるのは千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、奈良、広島 の 8 都府県。1849 人の生徒のうち約 8 割が外国籍で、最も多かった入学理由は「読み書きの習得」と「日本語会話の習得」でそれぞれ 27%。年齢は 60 歳以上が 29% を占め、10 代から 50 代の各年代は 13～15% ずつとほぼ同割合だった。年間授業日数は 175～210 日だった。一方「自主夜間中学」でも参加者 7422 人のうち外国人が 6 割を占めるが、不登校で義務教育を十分受けられないまま中学を卒業した日本人（形式卒業者）が 278 人いた。公立夜間中学はいずれも「中学未卒業」が入学要件のため、自主夜間中学が形式卒業者の受け皿になっている実態が浮かんた。ただ、授業の頻度は「週 1 回」が約 6 割で最も多く、「平日毎日」は 2% にとどまり、公立との差が目立った。公立夜間中学の設置について全市区町村の 74% が「検討の予定がない」と答え、その 9 割が「要望・ニーズがない」という理由だった。文科省は今後、公立夜間中学の未設置県や、設置の要望が住民らから出されている自治体に設置へ向けた検討を促す。設置済みの自治体に対しても形式卒業者の受け入れなど運用の弾力化を求める方針。文部科学省の実態調査で、現在その多くはボランティアらによる自主運営に支えられている実態が浮かんた。しかし、こうした「自主夜間中学」は授業日数や指導体制に限界があり、卒業資格も得られないため、公立校の拡充や運用の改善を求める声が上がっている。

■ 2015/5/9 【毎日新聞】

認定こども園、1 年でほぼ倍増 東京都は「返上」相次ぐ

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」が 4 月 1 日時点で 2836 校となり、昨年 4 月時点からほぼ倍増した。内閣府が 8 日発表した。一方、認定を返上して幼稚園などに戻った施設も 128 校あった。返上が相次いだ東京都は都道府県で唯一、こども園の

数が減った。認定こども園は、保護者が働いているかどうかにかかわらず0～5歳児が通える。4月にスタートした子ども・子育て支援新制度の目玉の一つで、待機児童解消策として政府は普及を目指している。都道府県別で最も多いのは大阪で287カ所。昨年より236カ所増え、増加数も最多だった。宮崎県もほぼ倍増した。宮崎県幼稚園連合会会長で認定こども園を運営する森迫建博さんは、増加の背景に深刻な地方の少子化もあるとみる。「子どもの数が減る中、幼稚園だけでは運営が厳しい」と話す。一方、こども園の補助金をめぐる混乱が一部に影を落とした。新制度開始前は、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省がそれぞれ補助していた。新制度でこれが一本化された。ただ大規模な園を中心に減収となることがわかり、認定返上を検討する園が続出。政府が補助制度を見直す事態となった。三重県のこども園は1年間で3カ所しか増えなかった。三重県私立幼稚園協会会長の藤内隆志さんは「通常、幼稚園の園児募集は9月からだが、それ以降に補助が見直されるなどし、市町村が保育料を示す時期も遅かった。多くの事業者は今年度は様子見せざるをえなかった」と話す。実際に「認定返上」に踏み切った園も全国で100カ所を超えた。東京都では返上が26カ所あり、こども園全体の数も103カ所から93カ所に減った。都は認定こども園に対する独自の補助を実施する方針だ。今年度の予算額は約8億7千万円を見込み、来年度以降も続けて移行を促したいとしている。内閣府の担当者は「補助見直しは遅かったが、適正な対応をしたので来年以降に移行する園もあるだろう」と見込んでいる。





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.146

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2015 年 6 月 30 日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費 個人（1口）5,000 円、団体（1口）10,000 円